

【参考資料】

自立支援協議会とは

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における諸問題を共有し、問題解決に向けて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていくための中核的な役割を担う協議の場です。

○主な目的

- 1) 地域の関係機関等による情報の共有及び情報の発信
- 2) 相談支援等における困難事例等の検討及び調整に関する協議
- 3) 地域の関係機関等による支援体制の整備及び連携の緊密化に関する協議
- 4) 地域の社会資源の開発、改善等に関する協議
- 5) 障がい者福祉計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の具体化に向けた協議

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【抜粋】

第 89 条の 3 第 1 項

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制整備を図るため、関係機関等により構成される自立支援協議会を置くことができる。

第 89 条の 3 第 2 項

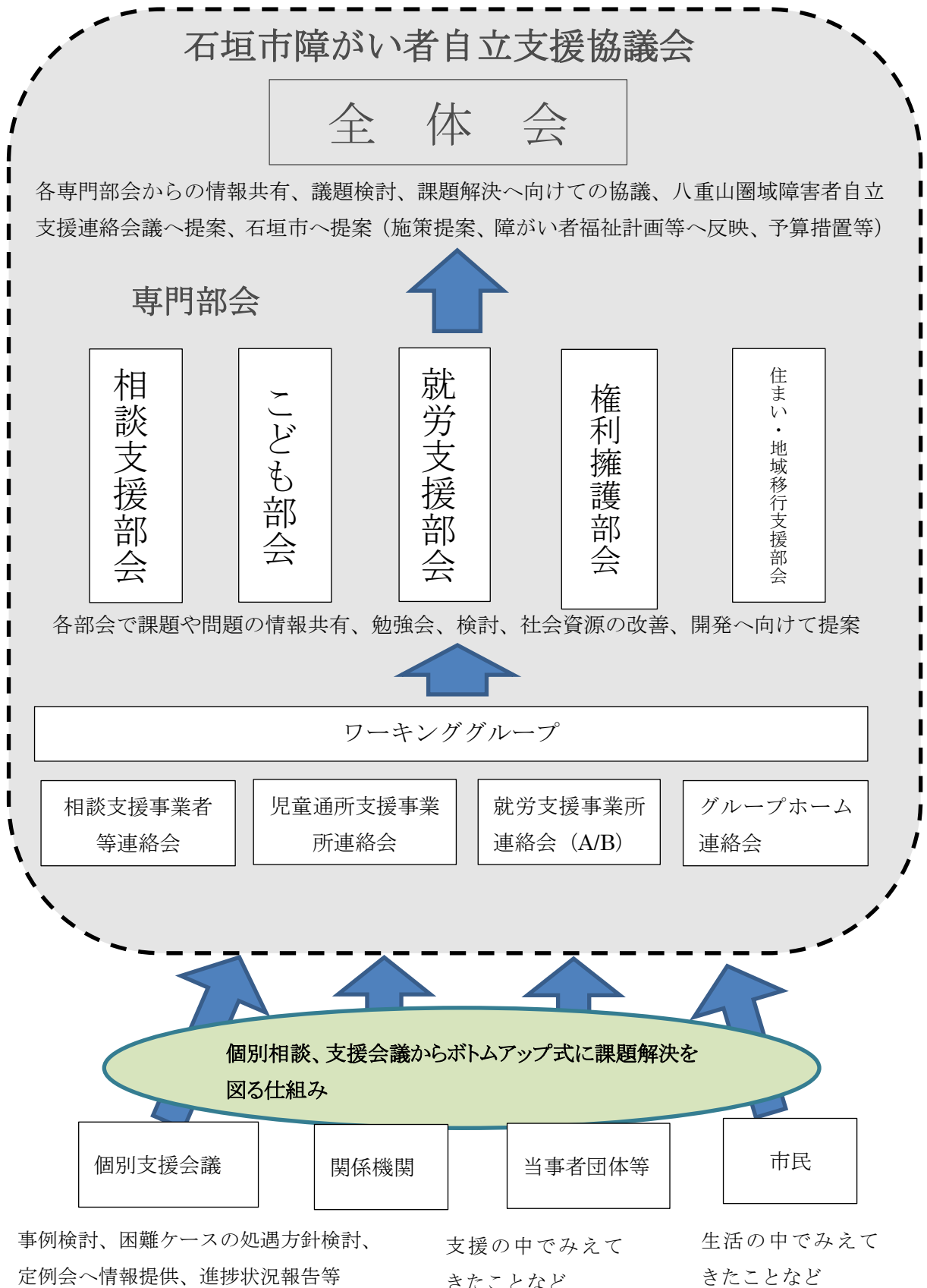
前項の関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

○専門部会設置の意義

諸問題の解決に向けて、専門別に精通した幅広い関係者が集まり協議を行う。

また、そのための調査研究や調査結果、施策提案等を自立支援協議会の全体会に報告する。

石垣市障がい者自立支援協議会組織図



厚生労働省



全国市長会

全国知事会



九州市長会

九州地方知事会



沖縄県市長会

沖縄県



○新たな制度化や制度の改正が必要なもの



○本市障がい福祉施策に盛り込む
・組織づくり、業務改善等に反映
・障がい者福祉計画に反映
・障害福祉計画・障害児福祉計画に反映
・新事業として予算措置



沖縄県自立支援協議会



石垣市

八重山圏域自立支援連絡会

八重山圏域又は沖縄県の課題として提案



石垣市障がい者自立支援協議会

○協議会の目的と役割

共存・共生社会の実現、地域生活を支援するために中核的な役割を担う

要求・陳情・要請から脱却し、協働へ（利用者のニーズの充足につながり最終的には全員の利益となる）発展させる。

情報共有、情報発信、ネットワーク構築、協議、調整、社会資源の改善・開発に向け、勉強会、研修会の開催、相談支援事業者の運営評価、

相談支援事業者は相談支援ネットワークが構築され、支援を理解してもらい悩みを少なくし、支援方法や手法を共有することで総じて地域全体の相談支援が強化されることを目指す。

事務局会議、各部会ワーキンググループ

- 1) 地域の情報や課題を集約し、整理・分析
- 2) 地域課題に優先順位を付け部会等へつなげる
- 3) 協議事項の進捗管理
- 4) 協議会の運営スケジュール等の作成・管理
- 5) 定例会の前に開催
- 6) 定例会の日程や会議事項、会議資料の調整

定例会

- 1) 事業所のサビ管などを含める
- 2) 相談支援事業者からの活動報告、相談内容の傾向、共有化したい課題、施策や制度に提案したい課題、予算措置が必要な課題、障害福祉計画の達成状況等
- 3) 相談支援事業者の支援評価

専門部会

- 1) 障害別・課題別・地域別など地域の実情に応じ柔軟に設置
- 2) 社会資源の改善・開発に取り組む
- 3) 議論だけで終わらず、調査研究・調査結果や施策提案等、結果の出る取り組みを目指す、その結果、全体会に報告または提案する
- 4) 予算編成時期も見据える

全体会

- 1) 地域課題の確認、情報共有、協議、施策提案、圏域協議会へ提案

○協議会が必要な4つの目的と10のメリット

I 地域ニーズの掘り起こしと地域独自の資源開発

1. 地域の社会資源の開発はサービス依存を解消する最適な方法である
2. 地域課題の掘り起こしとその解決策検討を同時に進めることができる

II 重要な事業の推進母体

3. 居住サポート事業の推進母体となる
4. 発達障がい児・者の生活支援など教育との連携を図る土台となる
5. 退院促進事業を進めるための専門家の参加を促す場となる

III 既存サービスの改善と応用

6. 事例検討をとおして既存サービスの改善につなげる
7. 業種を超えたネットワーク作りによりサービス応用の幅を広げることができる

IV 相談支援事業者との協働と相乗効果

8. ストレスの高い相談について話し合うことで事業者との協働関係ができる
9. 個別支援会議を通してサービス量の適正化につながる
10. 協議会をとおして相談支援専門員のスキルアップが期待できる